

介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

2019年10月の消費税率引上げに伴う介護報酬改定においては、介護職員等の更なる処遇改善として、「介護職員等特定処遇改善加算」（以下新加算）が創設され、当法人においても算定を行っております。

当該加算算定にあたっては、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

1. 現行の介護職員処遇改善加算（以下現行加算）の（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
2. 現行加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
3. 現行加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

「見える化」要件とは、新加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して公表することです。この要件に基づいた当法人の取組みは以下のとおりです。

【加算の取得状況】

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

【賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容】

資質の向上
働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
介護職の技能向上のための介護会議設置
労働環境・処遇の改善
新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入
タブレット端末やインカム等のICT活用による業務量の縮減
ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援研修等による腰痛対策の実施
短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
その他
法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）
地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施